

青森県報

第四千三百五十一号

平成二十九年
九月十九日
(火曜日)

目次

告示

- 軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更……………(税務課) ……一
 - 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(高齢福祉保険課) ……一
 - 喀痰吸引等業務の登録……………(同) ……一
 - 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……二
 - 公共測量の実施……………(監理課) ……二
- 公 告
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(会計管理課) ……二
 - 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(同) ……三
 - 建設業者の許可の取消し……………(中南地域民局) ……三
 - 右 同……………(同) ……四
 - 右 同……………(同) ……四

告 示

青森県告示第六百五十八号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったので、青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十二条の

五前段の規定により告示する。

平成二十九年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	八戸液化ガス株式会社	大黒 裕明	八戸市卸センター二丁目六の二七	平成 三元・六・二六
変更後	大黒 裕明 平野 薫	大黒 裕明		

青森県告示第六百五十九号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十九年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	指 定 年 月 日
名 称	名 称	
ハピネス株式会社	居宅介護支援事業所ハピネス	平成 三元・九・一
主たる事務所の所在地	所 在 地	
青森市浪岡大字下十川字村元五九の一	黒石市大字牡丹平字福民西八八の一三	

青森県告示第六百六十号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十九年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇二五〇〇七	〇二五〇〇九	〇二五〇〇八	〇二五〇〇七
登録年月日	平成二九・九・六	二九・九・七	〃	〃
氏名又は名称	社会福祉法人平元	社会福祉法人さくら会	社会福祉法人平元	社会福祉法人平元
住所	青森市大字一四八	青森市大字一四八	青森市大字一四八	青森市大字一四八
事業名称	特別養護老人ホーム 幸園	特別養護老人ホーム 幸園	特別養護老人ホーム 幸園	特別養護老人ホーム 幸園
所在地	青森市大字一四八	青森市大字一四八	青森市大字一四八	青森市大字一四八
業務開始年月日	平成二九・〇・一	〃	〃	〃
備考	介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	短期入所生活介護	短期入所生活介護

青森県告示第六百六十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十九年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービス事業の種類	名称	障害福祉サービス事業を廃止年月日
所在地	主たる事務所の所在地	〃	所在地	〃

社会福祉法人蓬田村協議会	東津軽郡蓬田大字三五の八四	居室介護	蓬田村社協指定訪問介護事業所	東津軽郡蓬田大字三五の八四	平成二九・九・三〇
社会福祉法人蓬田村協議会	東津軽郡蓬田大字三五の八四	重度訪問介護	蓬田村社協指定訪問介護事業所	東津軽郡蓬田大字三五の八四	〃

青森県告示第六百六十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関 野辺地町
- 二 測量の種類 公共測量（空中写真測量・写真地図作成）
- 三 測量の期間 平成二十九年八月九日から平成三十年三月二十六日まで
- 四 測量の地域 上北郡野辺地町地内

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したの

で、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
消防救助資機材 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十九年八月二十五日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
有限会社城栄産業
弘前市大字神田五丁目五の一
- 六 契約金額
三千三百九十六万六千円
- 七 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第八号の規定により随意契約によることとした。
- 八 契約の相手方を決定した手続
入札参加資格審査において、購入物品に要求する性能等が満たされしていると判断された製品に係る入札書のみを落札対象とし、入札を行ったが、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者がなく、再度の入札に付したが落札者がなかったため、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格の見積を行った者と随意契約により契約を締結したものである。
- 九 入札の公告を行った日
平成二十九年七月十四日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
空港用プラウ付き被牽引スノーパ除雪車 一台
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成二十九年八月二十八日
- 五 落札者の名称及び住所
第一実業株式会社
東京都千代田区神田駿河台四丁目六
- 六 落札金額
一億二千五百四十三万二千二百円
- 七 落札者を決定した手続
入札参加資格審査において、購入物品に要求する性能等が満たされしていると判断された製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十九年七月十八日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社第一空調
- 二 代表者の氏名 工藤重義
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字石川字外坪八一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二四)第二〇〇―二二五号
- 五 取消年月日 平成二十九年八月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十九年八月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 山谷砂利店
- 二 氏名 山谷清八
- 三 主たる営業所の所在地 平川市石畑岡元二三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第一一八一三号
- 五 取消年月日 平成二十九年八月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十九年七月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社高橋建設
- 二 代表者の氏名 高橋康雄
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字檜木字牧野五の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二四)第一三三八七号
- 五 取消年月日 平成二十九年八月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行者・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭